

第2回協議会におけるご意見・ご質問について

No.	ページ	意見の要旨	区の考え方
1	16	難病患者は、障害支援区分が認定されれば、サービスを利用できるのか。	平成25年度の法改正により、難病患者の方も障害福祉サービスの対象となっております。
2	16	難病患者への支援として、当事者や家族の方が集まって、悩みを共有したり情報交換したりできる場があるとよい。	区内には、パーキンソン病の家族会、当事者会がありますので、周知方法について、今後検討してまいります。 また、令和6年度以降の自立支援協議会について、難病患者の方から委員を選出し、当事者の立場からご意見を伺いたいと考えております。
3	16	障害支援区分の認定者数について、各種手帳所持者数と比較すると少なすぎるのではないのか。	手帳を取得されている方でも、実際に障害支援サービスは受けていない方はたくさんいらっしゃると思います。そのため、手帳所持者数と障害支援区分を認定されている方の数字に乖離があるのは、きちんと実態を示していると認識しております。
4	21	地域生活支援拠点等の機能の一つである「体験の機会・場」について、中長期の体験ができる場が必要ではないのか。	「体験の機会・場」については、区内の2つの事業所に機能を担っていただいています。いずれも短期入所事業の一環で実施しているため、短期間の体験となりますが、他自治体では、短期間の体験を繰り返し、その都度課題を整理することで自立を促すという事例があります。こうした事例も参考にしながら、有効な取組みについて、研究してまいります。
5	23	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の、令和8年度における精神障害者の利用者数について、日中活動のサービスで「自立訓練（生活訓練）」だけが示されているのはなぜか。	国の基本指針では、「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」「自立訓練（生活訓練）」の利用者数の見込みを設定することが求められています。北区では、国の基本指針に即して計画を策定しております。
6	24	「地域生活支援拠点等を区内に1つ以上整備」とは、一部の機能を担う事業所を新たに整備するのか、すべての機能を備えた施設を新たに整備するのか。	北区では、地域生活支援拠点等（以下「拠点」という。）について、すべての機能を集約した「多機能拠点整備型」ではなく、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」での整備を目指しています。 拠点に必要な5つの機能の整備状況について、自立支援協議会で承認をいただくことを目標としています。
7	24	地域生活支援拠点等に配置するコーディネーターは、どのような役割を想定しているのか。	コーディネーターは、機関間の連携をとることで、拠点の各機能を有機的に結びつける役割を担うことを想定していますが、まずは拠点の整備を着実に進めていく必要があります。コーディネーターの具体的な役割や配置場所などは、拠点の機能を担う各機関とも協議しながら、今後検討してまいります。

No.	ページ	意見の要旨	区の考え方
8	24	地域生活支援拠点等の機能を担う事業所間の情報共有が十分にできていなく、地域住民への周知も不十分な状況である。機能を充実させていくため、関係機関や行政も含め、取組内容等の研究の場を設ける必要がある。	北区では、「面的整備型」での整備を目指しており、拠点に必要な機能は複数の機関に分散します。そのため、関係機関による情報共有や取組内容等の研究の場は必要と考えています。拠点の整備と並行し、検討してまいります。
9	25	「障害児支援の提供体制の整備等」について、前期の計画では「医療的ケア児等支援施設を令和5年度までに1か所設置する」という目標が載っていたが、今回の計画では掲載していない理由は。	「医療的ケア児等支援施設の設置」は、国の基本指針には記載がなく、前々回の計画策定時、区議会からのご意見を踏まえて設定した成果目標です。 「療育」については、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が1カ所あり、「保育」についても、保育園において医療的ケア児の受入れが可能となっていることから、今回の計画では掲載を見送りました。
10	27	第4章以降のサービスの見込量について、前期分は実績値だけでなく、計画値も併記した方が、比較・検証ができるのではないかと。	ご意見について、次期計画を策定する際の参考とさせていただきます。 計画値と実績値の比較・検証については、毎年度、自立支援協議会にて実施しており、来年度以降も継続して取り組んでまいります。
11	27	第4章以降のサービスの見込量について、「令和2年度」の実績値が、前回の計画と今回の計画で異なっている理由は。	前回の計画策定時、令和2年度の実績値は計画策定時点での見込量として掲載しております。今回の計画では、実績値を掲載しているため、掲載している数値が異なります。
12	57	「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の第6期の計画値と実績値が乖離している理由は。	新型コロナウイルス感染症の影響で、外出を控えて在宅にとどまった方が増えたことが影響していると考えております。
13	67	「児童発達支援」について、前回の計画では「医療型児童発達支援」の実利用者数や見込量が掲載されていたが、今回の計画では掲載していない理由は。	令和6年4月に施行される「改正児童福祉法」により、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化が行われ、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようになります。このことを踏まえ、今回の計画では「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に合算する形で掲載しています。